食安輸発第0514006号 平成19年 5 月14日

各 検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課 輸入食品安全対策室長 (公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について

標記については、平成19年3月30日付け食安輸発第0330001号により実施しているところですが、今般、「豆類及び種実類に係る農薬ダミノジッド試験法について」(平成19年5月11日付け食安発第0511003号)が通知されたことに伴い、中国産落花生の検査の方法について下記のとおり変更し、同通知の別表1を別添のとおり改めますので、御了知の上、関係営業者への周知方よろしくお願いします。

記

新	IΕ
ダミノジッド: 昭和34年12月厚生省告示第370号「食品、添加物等の規格基準」及び平成19年5月11日付け食安発第0511003号によること。アセトクロール及びBHC: 平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	ダミノジッド: 昭和34年12月厚生省告示第370号「食品、添加物等の規格基準」によること。アセトクロール及びBHC: 平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。